

〇つくばみらい市児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則

平成 18 年 3 月 27 日

教育委員会規則第 15 号

改正 平成 18 年 8 月 21 日教委規則第 36 号

平成 23 年 11 月 30 日教委規則第 2 号

平成 24 年 12 月 25 日教委規則第 3 号

平成 26 年 12 月 25 日教委規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「施行令」という。）の規定による児童生徒の就学すべきつくばみらい市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(就学させるべき学校の指定)

第 2 条 教育長は、別表に定めるところにより施行令第 5 条第 2 項の規定による児童生徒を就学させるべき学校を指定するものとする。

(指定された学校の変更の申立て)

第 3 条 前条の規定により児童生徒の就学すべき学校の指定を受けた保護者が、施行令第 8 条の規定によりその指定された学校の変更の申立てをしようとするときは、指定学校変更申立書（別記様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 指定の変更を必要とする理由を記載した書面
- (2) 施行令第 5 条第 2 項の規定により教育長から交付された通知書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(補則)

第 4 条 この規則に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊奈町立中学校の指定に関する規則（昭和 59 年伊奈村教育委員会規則第 3 号）又は児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 57 年谷和原村教育委員会規則第 1 号）の規定によりなされた処分、手続そ

の他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 18 年教委規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 3 月 27 日から適用する。

附 則（平成 23 年教委規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において、現につくばみらい市立小学校に在学中の児童の就学すべき学校は、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、現に就学すべき学校と異なる学校に通学している兄弟がいる弟妹については、当該兄弟と同じ学校に通学できるものとする。
- 4 この規則の規定にかかわらず、平成 24 年度新入学の児童のうち、伊奈・谷和原丘陵部に住所を有する者については、教育長が別に定める平成 24 年度新入学児童の就学すべき学校の指定に関する基準により、就学させるべき学校を指定するものとする。

附 則（平成 24 年教委規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において、現につくばみらい市立小学校に在学中の児童の就学すべき学校は、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、現に就学すべき学校と異なる学校に通学している兄弟がいる弟妹については、当該兄弟と同じ学校に通学できるものとする。

附 則（平成 26 年教委規則第 12 号）

（施行期日）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

（平 23 教委規則 2・全改，平 24 教委規則 3・平 26 教委規則 12・一部改正）

就学すべき学校	児童生徒の住所地
小張小学校	小張，谷口，奉社，市野深，新戸，小島新田，善助新田
豊小学校	豊体，青古新田，青木，長渡呂，長渡呂新田，狸渕，弥柳，福田，市野深（一部）
谷井田小学校	谷井田，山谷，上平柳，中平柳，下平柳
三島小学校	下島，伊丹，神住新田，山王新田，中島，上島，福原
	戸崎，戸茂，南太田（久保行政区），伊丹（根柄行政区）
板橋小学校	板橋，南太田，伊奈東，高岡，狸穴，大和田，野堀，武兵衛新田，重右衛門新田，小張（一部）
東小学校	足高，東栗山，城中，神生，神住新田（一部），伊丹（一部）
谷原小学校	東櫓戸，西櫓戸，東西櫓戸入会地，西丸山，古川，成瀬，加藤，上小目，宮戸，下小目，川崎，鬼長
十和小学校	上長沼，押砂，日川，田村，真木，下長沼，十和，北袋，樫木，箕輪
福岡小学校	福岡，台，福岡台入会地，南，中原，坂野新田，仁左衛門新田，北山
小絹小学校	細代，寺畑，杉下，小絹，筒戸，平沼，西ノ台，絹の台，西ノ台南
陽光台小学校	陽光台1丁目，陽光台2丁目，陽光台3丁目，陽光台4丁目，富士見ヶ丘1丁目，富士見ヶ丘2丁目，富士見ヶ丘3丁目，富士見ヶ丘4丁目，紫峰ヶ丘1丁目，紫峰ヶ丘2丁目，紫峰ヶ丘3丁目，紫峰ヶ丘4丁目，紫峰ヶ丘5丁目
伊奈中学校	小張，谷口，奉社，市野深，新戸，小島新田，善助新田
	豊体，青古新田，青木，長渡呂，長渡呂新田，狸渕，弥柳，福田，市野深（一部）
	谷井田，山谷，上平柳，中平柳，下平柳
	下島，伊丹，神住新田，山王新田，中島，上島，福原
伊奈東中学校	戸崎，戸茂，南太田（久保行政区），伊丹（根柄行政区）
	板橋，南太田，伊奈東，高岡，狸穴，大和田，野堀，武兵衛新田，重右衛門新田，小張（一部）
	足高，東栗山，城中，神生，神住新田（一部），伊丹（一部）
谷和原中学校	東櫓戸，西櫓戸，東西櫓戸入会地，西丸山，古川，成瀬，加藤，上小

	目，宮戸，下小目，川崎，鬼長，上長沼，押砂，日川，田村，真木，下長沼，十和，北袋，樫木，箕輪，福岡，台，福岡台入会地，南，中原，坂野新田，仁左衛門新田，北山
小絹中学校	細代，寺畑，杉下，小絹，筒戸，平沼，西ノ台，絹の台，西ノ台南

※ 伊奈・谷和原丘陵部に住所を有する者の中学校については，伊奈中学校又は谷和原中学校を選択し通学することができる。

別記様式(第3条関係)

指定学校変更申立書

指定された学校名	つくばみらい市立	学 校
変更を希望する学校名	つくばみらい市立	学 校
児童生徒の氏名	年 月 日生	

上記のとおり，さきに指定された学校を変更してくださるよう関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

保 護 者
住 所
氏 名



つくばみらい市教育委員会教育長 様

(添付書類)

- 1 指定の変更を必要とする理由書
- 2 教育長から交付された就学通知書